

船舶事故調査報告書

平成28年8月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成28年2月23日 22時50分ごろ
発生場所	兵庫県姫路市鞍掛島 鞍掛島灯台から真方位222° 150m付近 (概位 北緯34° 41.1' 東経134° 38.2')
事故の概要	引船甲子丸は、台船㊦2001号をえい航して東進中、鞍掛島の岩場に乗揚げた。 甲子丸は、船底外板の破口等を生じた。
事故調査の経過	平成28年2月24日、調査を担当する主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 甲子丸、95トン 125313、株式会社丸辰商会 B 台船 ㊦2001号、1,057トン なし、株式会社丸辰商会
乗組員等に関する情報	A 船長A、六級（航海） 航海士A、五級（航海）（履歴限定） 機関長A、四級（航海）、六級（機関）（機関限定）
負傷者	なし
損傷	A 船底外板に破口、船尾外板に凹損 B なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の末期
事故の経過	航海士Aは、機関長Aと航海当直につき、A船で航海士の経験を持つ機関長Aに当直を任せておけば大丈夫と思い、機関長Aに降橋する旨を伝えることなく船橋を離れた。 機関長Aは、自動操舵により、背もたれのない木製の台に腰を掛けて当直に当たった。 機関長Aは、周囲に船舶を見掛けず、また、航海士Aが船橋右舷側に立って見張りを行っていたので、気が緩み、眠気を催すようになって居眠りに陥ったと本事故後に思った。 機関長Aは、機関部の法定職員として乗り組んでおり、部門間兼務許可を得ることができないので、甲板部航海当直につくことができなかった。 A船の喫水は、船首約1.7m、船尾約3.6mであり、B船は、船首尾共に約1.8mであった。

<p>分析</p>	<p>本船は、航海士 A が、船橋を離れたことから、予定の変針ができなかった可能性があると考えられる。</p> <p>機関長は、機関部の法定職員として乗り組んでいたことから、甲板部の航海当直を行ってはいなかった。</p> <p>機関長は、四級海技士（航海）の免状を受有していたことから、居眠りをしていなければ、本事故の発生を回避できたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、航海士 A が、船橋を離れたため、予定の変針ができず、本船が鞍掛島の岩場に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 機関部の法定職員に、甲板部の航海当直をさせないこと。